

社会福祉法人 久遠会 役員報酬規程

社会福祉法人 久遠会
規 則 第 1 2 号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人久遠会(以下「法人」という。)の役員及び評議員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する事業(以下「事業」という。)の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

(適用除外)

第7条 事業の職員を兼務する役員及び評議員は、この規程は適用しない。

(改正)

第8条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

名称	実費弁償費
理事会出席報酬等	10,000 円
評議員会出席報酬等	10,000 円

別表 2 (第 4 条及び第 5 条関係)

名称	報酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	10,000 円	5,000 円
理事及び評議員業務報酬等	10,000 円	5,000 円
監事監査指導報酬等	18,000 円	5,000 円

別表 3 (第 6 条関係)

名称	報酬	実費弁償費
報酬及び旅費	20,000 円	理事長相当